

平成27年度版

和歌山県立海南高等学校美里分校

海南高等学校美里分校

いじめ防止基本方針

(平成26年4月25日策定)

I、いじめの定義

- 〔1〕はじめに
- 〔2〕いじめの定義
- 〔3〕いじめの理解
- 〔4〕いじめの防止等の学校の取組

II、いじめ防止対策・組織

- 〔1〕いじめ防止のための措置・組織
- 〔2〕早期発見のための措置・組織
- 〔3〕いじめに対するための措置・組織

III、いじめ対応について

- 〔1〕いじめられた生徒への対応
- 〔2〕いじめた生徒への対応
- 〔3〕保護者への対応
- 〔4〕観衆、傍観者への対応
- 〔5〕インターネット上のいじめへの対応
- 〔6〕教育委員会や関係機関等との連携
- 〔7〕マスコミへの対応

IV、その他について

- 〔1〕教職員の資質能力の向上
- 〔2〕家庭・地域との連携
- 〔3〕継続的な指導・支援
- 〔4〕取組内容の点検・評価

V、事故対応へのチェックリスト（資料）

I、いじめの定義

〔1〕はじめに

いじめは、生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。そして、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

本校は、交通不便な環境にあり多くの生徒がPTA契約バスで通学している。（海南駅前・岩出駅前の二路線）小学校後半から中学校時代に長期欠席や不登校となった生徒が大半で、その多くは良好な対人関係を築く力が身につけられていない。教職員は協力・協調・協和を重視し、生徒一人ひとりの尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、常に危機管理に努めてきた。ここに関係機関等との連携を図りつつ、いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめ防止基本方針を策定する。

〔2〕いじめの定義

【いじめ防止対策推進法 第2条】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、法に定められた定義に基づき行うものとする。その際、いじめられた生徒の立場に立つことを基本とし、表面的、形式的に判断するのではなく、いじめには様々な態様があることを踏まえ、生徒の言動をきめ細かく観察するものとする。また、いじめの認知については、次の項目に留意する。

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾・スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響をはじめ、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすることや、インターネット上での誹謗中傷なども意味する。
- 外見的に、けんかのように見えることでも、事実の全容をしっかりと見極め、生徒が感じる被害性に着目し、いじめかどうかを判断する。
- インターネット上で悪口を書かれた生徒が、そのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合についても加害行為を行った生徒が判明した場合は、いじめと判断して適切な対応をとる。

〔3〕いじめの理解

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である。いじめに気づくためには、「いじめは、見ようとしないと見えない」との認識に立ち、いじめに見られる集団構造やいじめの態様についてしっかりと理解する。

（1）いじめに見られる集団構造

いじめは、加害・被害という二者関係だけの問題ではない。周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」や見て見ぬ振りをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」も、いじめを助長する存在である。

また、一見、仲が良い集団においても、集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要しているケースもあるなど、周囲の者からは見えにくい構造もある。さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上のソーシャル・ネットワークワーキング・サービス（以下、SNSという）でのやりとりの中でつくられている関係についても留意する。

(2) いじめの態様

いじめは、冷やかしからかい、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要等がある。たとえ、冷やかしからかい等、一見、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで深刻な苦痛を伴うものになり得る。特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから、いじめを受けた生徒の心情を踏まえて適切に認知する。本校では、いじめを認知する際の具体的な態様として次のような例を参考にしながら判断するものとする。

《暴力を伴わないもの》

《抵触する可能性のある刑罰法規》

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる・・・ 名誉毀損（刑法第230条）
脅迫（刑法第222条）
侮辱（刑法第231条）
- 仲間はずれ、集団による無視をされる（罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様毅然とした対応が必要）
- 金品をたかられる・・・ 恐喝（刑法第249条）
- 金品・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする・窃盗（刑法第235条）
器物破損（刑法第261条）
- 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする・強要（刑法第223条）
強制わいせつ（刑法第176条）
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等・・・ 名誉毀損（刑法第230条）
侮辱（刑法第231条）

《暴力を伴うもの》

- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする・・・ 暴行（刑法第204条）
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする等・・・ 暴行（刑法第204条）
傷害（刑法第208条）

* 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

[4] いじめの防止等の学校の取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織

- いじめの防止等に組織的に対応するために、学校長が任命した構成員からなる、学校対策組織（以下、いじめ対策委員会という）を設置する。
- いじめ対策委員会の構成員は次の通りとする。
（教頭、教務部長、生徒指導部長、教育相談係、人権係、当該担任）
- いじめ対策委員会は次のような役割を担う。
 - ・ 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正（PDCAサイクル）等の中核となる役割
 - ・ いじめの相談・通報の窓口としての役割
 - ・ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割。
 - ・ いじめの疑いに係る情報があったとき、緊急に会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割。

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切である。学級担任が一人で抱えこみ、配慮に欠ける対応をしたため生徒をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうことがある。そういった状況を避けるためにも、いじめ対策委員会による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組むことが必要である。

Ⅱ、いじめ防止対策・組織

〔1〕いじめ防止のための措置・組織（いじめ防止対策委員会）

いじめ防止のための措置

○未然防止

「いじめはどの子どもにも起こりうる」という事実を踏まえ、全ての生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。また、未然防止の基本は生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことにある。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。さらに教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。

○生徒や学級の実態把握

生徒たちや学級の様子を把握するためには教職員の気づきが大切である。授業時間だけにとどまらず、日常行っている校内巡視等で生徒たちの個々の状況や学級・学年・学校の状況を把握し、生徒たちの些細な言動から個々の置かれている状況や精神状態を推し量ることができる感性を高める必要がある。

○自尊感情を高める学級活動や生徒会活動

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面（ボランティア・学年を越えた集団活動等）において他者と関わる機会を設け、個々の違いを認め合う仲間づくりを促す。その中で他に認められ、人の役に立つことを経験させ、自尊感情、自己肯定感を高めさせる。

○授業づくりの改善と工夫

チャイムが鳴ったら着席をするという習慣や授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方など、生徒に授業規律を理解させるとともに、生徒がわかる、できる喜びを得られるよう日々教材研究等、指導方法の工夫・改善に努める。

○人権教育、道徳教育の充実

教育活動を通じて、人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や他人を思いやる心を育む道徳教育の充実を図る。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、全ての生徒に「いじめをしない、許さない」という理解を促す。

○保護者や地域の方々への働きかけ

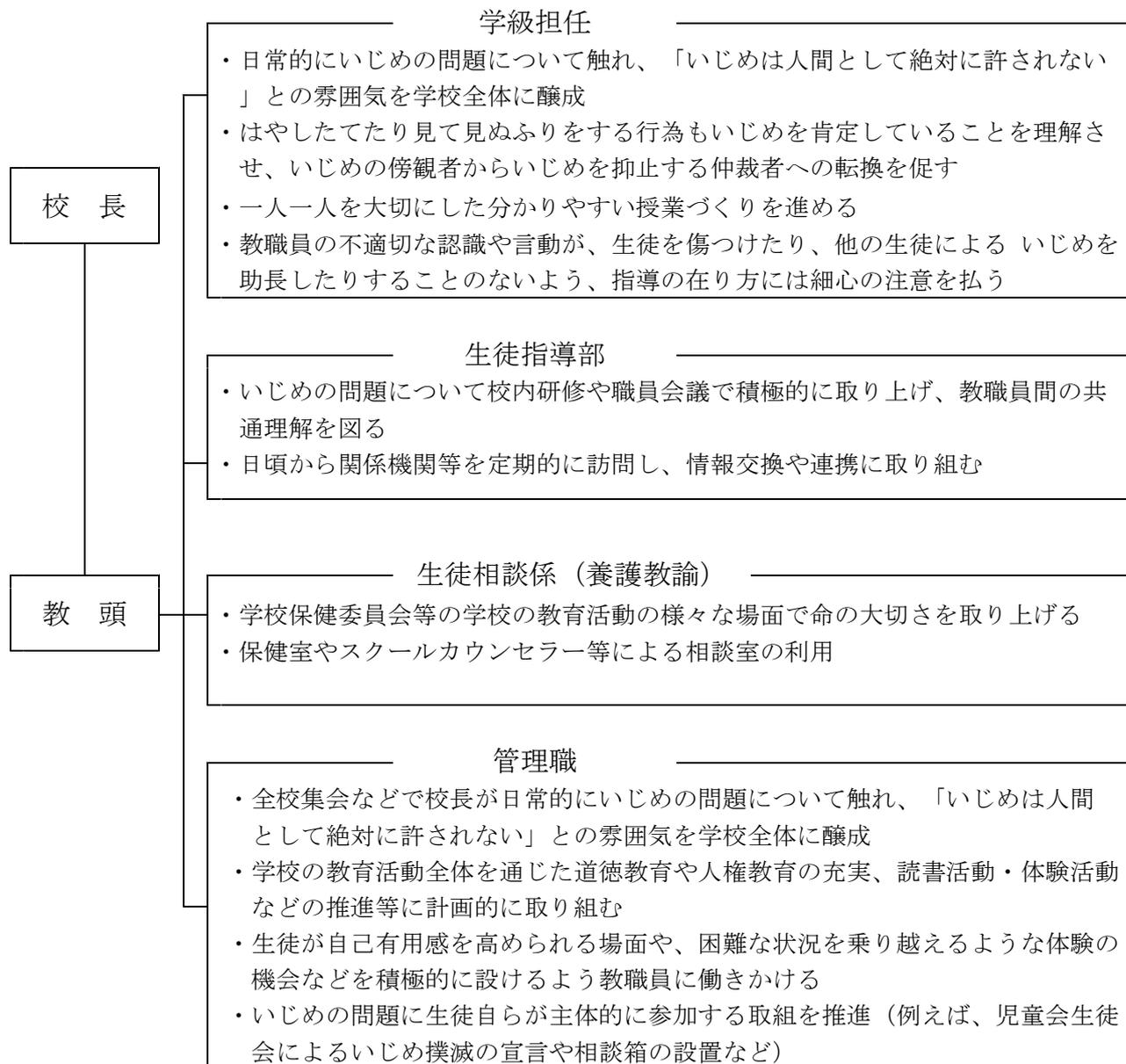
PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうためにホームページ、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行う。また、家庭訪問等、定期的に連絡をとる。

○インターネット上のいじめの防止

インターネットの特殊性による危険性を十分に理解したうえで、インターネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。生徒にインターネット上の不適切な書き込みは、名誉毀損、侮辱等、重大な人権侵害行為であることを熟知させる。

また、外部の専門家等を招き、インターネットの利用マナーやモラルについて学習させる。

いじめ防止のための組織（いじめ防止対策委員会）



〔2〕 早期発見のための措置・組織（いじめ防止対策委員会）

早期発見のための措置

○早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視しないようにすることが必要である。

このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう意識を高く保つとともに、調査や教育相談の実施等により生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。

○いじめ実態調査アンケートの実施

7月、12月に実施する。実施にあたっては、生徒が素直に自分の心情を話しやすい環境をつくる。ホームルームなどの時間を利用してアンケートを実施する。回答の時間を十分に確保し、教職員を配置する。また、回収の際は、アンケート用紙を他の生徒に見えないように教職員が直接回収する。その場で回答することが難しい状況も考えられるので、家庭に持ち帰り回答させ、封筒に入れて学級担任等

に直接提出させるなど、状況に応じて配慮し実施する。

学級担任等は、いじめアンケートの結果について気になることがあれば面談を行い、学年団や生徒指導部長等に相談するとともに、直ちに管理職に報告する。

○教育相談体制の充実

日常生活の中での教職員の声かけなど、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。定期的に個人面談や保護者を交えた三者面談を実施し、生徒や保護者の声に耳を傾け、いじめ等の訴えがあった場合は、生徒の思いや不安・悩みを十分受け止める。また、スクールカウンセラーを活用しながら、いじめを訴えやすい環境を整える。

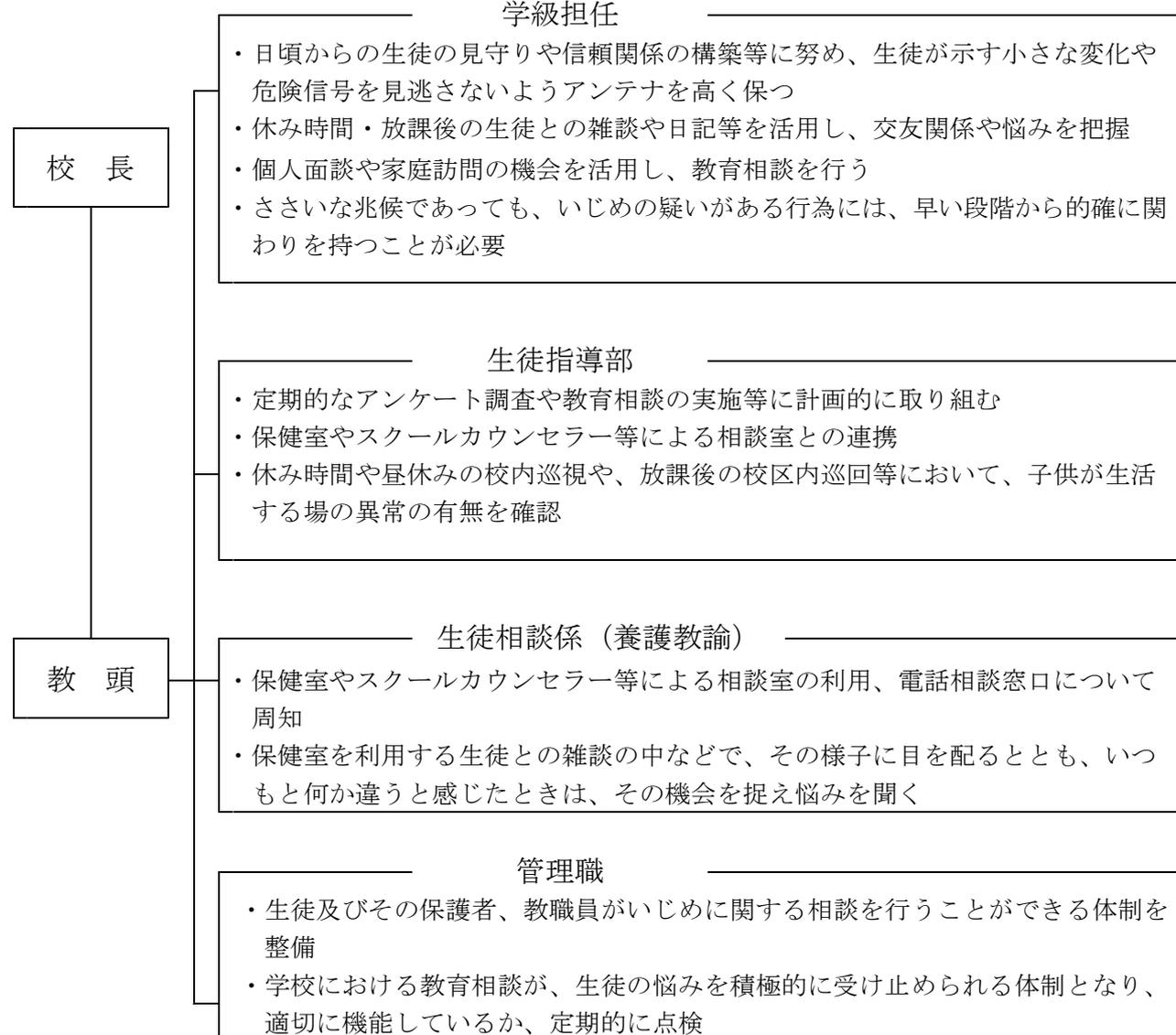
加えて、生徒や保護者に対して相談窓口の案内や紹介をする。

○早期対応

いじめがあったことが確認された場合は、「いじめる行為自体に問題がある」との認識に立ち、直ちにいじめをやめさせ、その再発を防止するため、スクールカウンセラーの協力を得ながら複数の教職員等によって、いじめを受けた生徒やその保護者への支援や、いじめを行った生徒への指導、またはその保護者への助言を継続的に行う。

次の点に留意して組織的に迅速かつ適切に対応する。

早期発見のための組織（いじめ防止対策委員会）



[3] いじめに対するのための措置・組織（いじめ防止対策委員会）

I. 学校事故発生時の対応の仕方

- 1 事故が発生したら、生徒の安全を最優先に考え対応する。



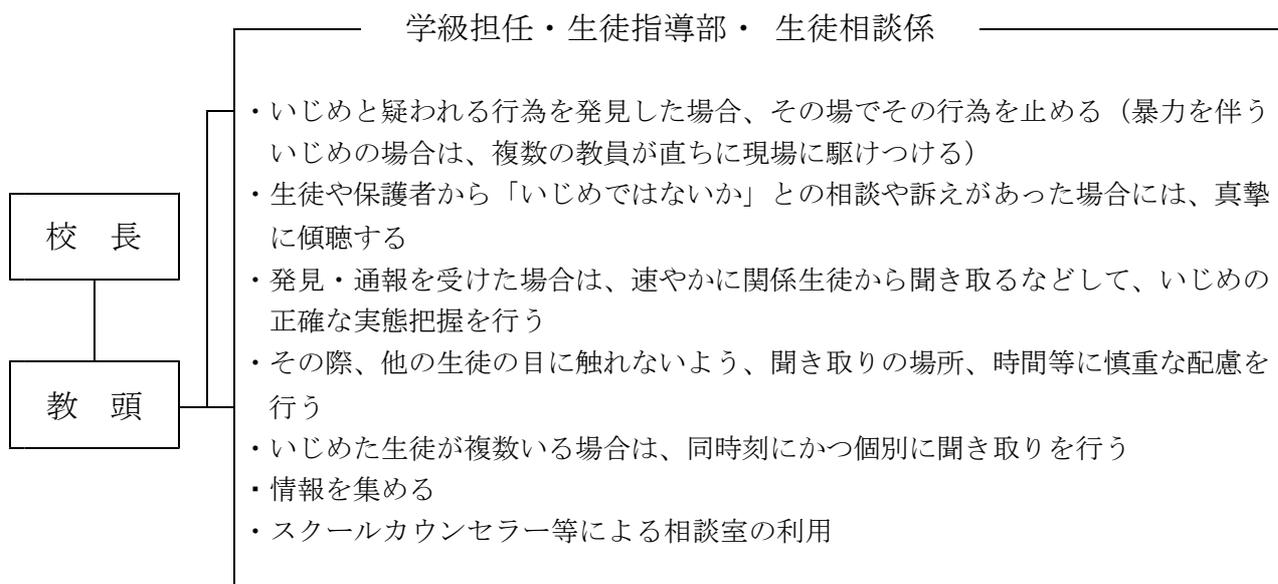
生徒の安全を確保し、確認した上で正確な状況把握に努める。現場の状況を、管理職に報告し、指示を仰ぐ。校長が出張している場合などは、教頭から校長へ状況を連絡し、指示を得る。教育委員会に正しい状況を報告し、対応の仕方の指示を仰ぐこともある。すぐにマスコミが駆けつけてくる場合もある。機敏な状況把握と教委報告やマスコミ対応などの判断に誤りないように行動する。



- 2 正確な状況判断を行う。



学校では校長、教頭、当事者の教師の間で状況説明が異なる場合がある。どの時点で、事故の状況を判断すべきか、校長に報告し、協議し判断する。病院の診断結果を待ち保護者や教委などへは把握したことを正確に慎重に伝える。現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。



Ⅲ、いじめ対応について

〔1〕 いじめられた生徒への対応

- ・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ・聴取した内容について守るべき秘密は守り、必ず生徒を守り通すことを約束する。
- ・被害生徒を守るため、問題解決に必要な対応策を被害生徒や保護者に伝える。
- ・被害生徒から聴取した内容については、周囲の生徒からの客観的な情報とも併せて時系列にまとめて正確に記録しておく。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

〔2〕 いじめた生徒への対応

- ・「何をしたのか」「なぜそんなことをしたのか」等、いじめた生徒の言動に深く入り込み、自らを振り返らせて、いじめの背景に存在するものを十分に聞き取っていく。
- ・いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた生徒から聴取した内容については、被害生徒から聴取した情報だけでなく、周りの生徒からの客観的な情報も併せて時系列にまとめて正確に記録しておく。
- ・いじめを表面的な現象だけでとらえるのではなく、その原因を探るため、いじめた生徒の発する言葉の内面に迫ったり、学校内外の友人関係や家庭環境の変化などにも留意したりしながら事実関係をしっかり把握する。また、当該生徒の保護者や関係機関との連携を密にして対応する。
- ・必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る
- ・いじめる生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などで的確に発散できる力を育む。

〔3〕 保護者への対応

○被害生徒の保護者への対応

保護者への対応は誠意をもって行う。

- ・正確な情報を伝える。不確かな情報は問題解決を困難にさせる。事故を起こしたことで非難されるよりも、起こした事故にどう対応したかで非難される。保護者への対応は誠意が何よりも大切である。
- ・「学校は生徒を守り、いじめの早期解決に向けて全力で取り組む」ことを伝え、保護者と相互に連絡を密にする。
- ・家庭において、生徒が安心できるような環境づくりを心がけてもらう。
- ・保護者が生徒のいちばんの理解者であることから、生徒の話をじっくり聞いてもらう。

○加害生徒の保護者への対応

- ・保護者の心理を十分配慮して対応する。生徒のよさを認めることや保護者の気持ちをくみ取りながら対応する。
- ・事実関係を正確に伝える。憶測で話したり、問題と直接関係のないことまで話を広げない。学校の方

針を示し、具体的な助言を行う。

- ・加害生徒が自分の「非」に気づき、自省し、改心して学校生活を送れるよう教職員と保護者が相互に連絡を密にし、共同して指導・支援する。

〔４〕 観衆、傍観者への対応

- ・「いじめは、絶対に許すことができない問題である」ことを徹底して指導する。
- ・いじめの当事者以外の「観衆」や「傍観者」も、いじめを深刻化させることにつながることを理解させる。
- ・学級活動やLHR等で、生徒がいじめ問題等について互いに考える機会を設けるなど、生徒の自立や他人を思いやる心の醸成を図る。

〔５〕 インターネット上のいじめへの対応

- ・インターネット上への誹謗中傷の書き込みは、人権侵害にあたる行為であり、犯罪となることを毅然とした態度で指導し、被害の拡大、事実確認前のデータ抹消を防ぐため、迅速に対応する。
- ・被害生徒や関係する生徒からの聞き取りだけでなく、同意のもと、パソコンや生徒が所有する携帯電話・スマートフォン等の実際の画面を確認しながら指導する。
また、被害の拡大を防ぐために、掲示板等の管理者への削除を依頼するよう指導する。
- ・生徒にインターネットの利用マナーやモラルについて指導するとともに、保護者に対してもフィルタリングの設定や家庭でのルールづくり等を周知徹底する。

〔６〕 教育委員会や関係機関等との連携

教育委員会への報告

緊急の報告が必要と校長が判断した場合は、速やかに電話や口頭で報告する。特に、警察が捜査に入った時、事故が他の高校等、校外の機関と関係している場合は迅速な報告をする。報告書は事故の程度・状況によって後で何度か行うことがある。

- ・児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

〔７〕 マスコミへの対応

教職員の対応

担任を中心に、全校生徒が動揺することがないように生徒を掌握する。状況が把握できた時点で必要により職員会議等を招集する。不確かな情報で、生徒、保護者、マスコミ等に情報を流すことのないようにし、危機対応マニュアルに基づいて組織だった行動を心がける。

学校はマスコミの取材に慣れていない。取材に来る記者も一定でなく、携帯電話で教職員へ情報を求めてくるので、窓口は管理職一本にしぼる。マスコミの取材にも一定のルールで対応すべきである。

（１）取材を逃げてはならない。

取材を逃げるとかえって誤った情報が流される。状況報告は正確に伝える。

（２）取材にはすぐ応答しない。

電話などでの取材は、すぐ応答せず「こちらから後で電話します」と伝え、説明内容を直ちに判断し、管理職に相談する。

（３）伝える内容と伝えられない内容を区別する。

状況が進展している時など特に伝えられる内容と伝えられない内容がある。自分の憶測で話さずに、わからないことはわからないと、きっぱりと答える。

IV、その他について

〔1〕教職員の資質能力の向上

「いじめはどの子どもにも起こりうる」という基本認識に立ち、全ての教職員が生徒としっかり向き合い、いじめの未然防止等にきっちり取り組める資質能力を身につけられるよう、カウンセラー等の専門家を講師とした研修やマニュアル・ハンドブックなどを活用した校内研修を行う。

〔2〕家庭・地域との連携

保護者や地域住民との信頼関係を構築し、生徒の家庭や地域での様子を気軽に相談できる体制を整備する。また、いじめの防止等の取り組みについて、保護者に理解を得てPTA総会や三者面談等の機会に情報交換を行う。さらに、地域住民の学校行事への参加を促したり、連携して街頭指導を実施したりして、校外での生徒の様子も把握する。

〔3〕継続的な指導・支援

いじめの当事者を含めた集団全体への働きかけや、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度を示すとともに継続的な指導・支援を行う。

被害生徒の精神的安定や心の回復のために、当該生徒を把握している担任や学年団、生徒指導部長や教育相談係等がスクールカウンセラー等と連携し、当該生徒を組織的に見守る。

さらに、当該生徒の保護者と常に連絡を取り合い、家庭での様子や生徒の言動を継続的に把握する。

いじめ問題の未然防止のために生徒同士の人間関係づくりやコミュニケーション能力を高めたり、生徒会の活性化を図るとともに、地域と連携した取り組みやボランティア活動に参加することで、生徒の自尊感情や自己肯定感を高めることにつなげる。

〔4〕取組内容の点検・評価

いじめ防止等について、具体的な取り組み状況や達成状況を学校評価等（「いじめ問題への取組について」のチェックポイント）を利用して確認するとともに、いじめ対策委員会を中心に学校基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行う。

V、事故対応へのチェックリスト

1 平常時のチェックリスト

(1) 指導体制の充実

○校長を中心に全教職員が問題行動への対応を意識しているか	<input type="checkbox"/>
○生徒指導部長を中心とする指導体制を整備し、組織し、機能しているか	<input type="checkbox"/>
○全教職員が日頃から生徒の様子をよく観察・把握するようにしているか	<input type="checkbox"/>
○個々の生徒の内面・心情に即した指導が行われているか	<input type="checkbox"/>
○生徒や保護者からの相談に応じる体制がとられているか	<input type="checkbox"/>

(2) 情報の共有・連携

○生徒の情報を多角的に収集、整理し、必要な情報を関係機関と交換し共有しているか	<input type="checkbox"/>
○全教職員が、養護教諭、担任など直接生徒と接する教員の必要な情報を共有しているか	<input type="checkbox"/>
○生徒の状況に関する情報交換と総合的な分析・把握を行っているか	<input type="checkbox"/>

(3) 問題行動発生時の対応

○生徒指導担当組織が主体的に対応できるようになっているか	<input type="checkbox"/>
○校長を中心に全教職員が一致協力し、学校全体で当たっていくという認識ができているか	<input type="checkbox"/>
○関係機関への連絡がとれるようになっているか	<input type="checkbox"/>
○問題行動を起こした生徒への指導並びに他の生徒への指導が素早く行われているか	<input type="checkbox"/>
○マスコミ対応の体制がとられているか	<input type="checkbox"/>

2 事故発生時のチェックリスト

(1) 生徒の生命・安全確保

○生徒の生命・健康安全のために万全を期しているか。	<input type="checkbox"/>
○いじめなど、二次的被害が起きないように対処できているか。	<input type="checkbox"/>
○生徒の心（精神面）のケアをしているか。	<input type="checkbox"/>
○他の生徒の動揺を鎮め、正常（平静）な学校生活を維持しているか。	<input type="checkbox"/>
○生徒のプライバシーを守る対策は取られたか。	<input type="checkbox"/>

(2) 事故状況の把握

○すみやかに、複数の関係者から事故の原因、内容を事情聴取したか。	<input type="checkbox"/>
○事故発生時から現在までの状況、学校の対応を時系列で詳細に記録したか。	<input type="checkbox"/>
○日ごろの対応に問諷はなかったか点検できたか。	<input type="checkbox"/>
○原因究明に当たる関係諸機関への協力体制を確認できたか。	<input type="checkbox"/>

(3) 通報（報告）・状況説明（周知）

○教育委員会・関係諸機関等への通報（報告）を漏れなくできたか。	<input type="checkbox"/>
○被害者への見舞い（お詫び）、状況説明ができたか。	<input type="checkbox"/>
○教職員、生徒、保護者・地域住民への状況説明（文書等）はできたか。	<input type="checkbox"/>
○マスコミへの対応は、一元化（校長又は教頭）できたか。	<input type="checkbox"/>

(4) 事後の対応

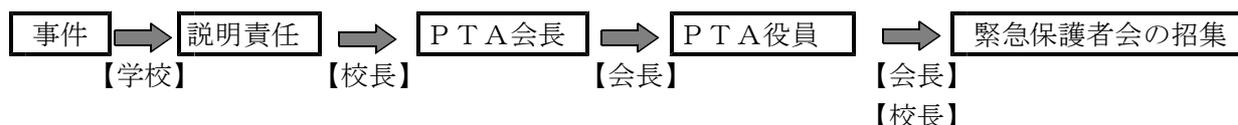
○事故報告書を作成したか。	<input type="checkbox"/>
○安全対策の見直しをし、再発防止の検討がされたか。	<input type="checkbox"/>
○学校教育全体を通して、保健指導や安全指導の再検討がされたか。	<input type="checkbox"/>
○「日本スポーツ振興センター法」に基づく、災害共済給付の手続きの準備ができたか。	<input type="checkbox"/>
○事故により、教職員が消極的な指導に陥らないよう協議、検討できたか	<input type="checkbox"/>
○学校設置者、管理者、当該教師の過失（暇庇）問題にかかわる、保護者との対立、訴訟等が考えられる場合の対応の準備ができたか。	<input type="checkbox"/>

(5) 対応への反省と評価

○学校と家庭や警察等とが緊密な連絡を取り合って対応できたか。	<input type="checkbox"/>
○学校外の事件・事故であればこそ学校の責任を棚上げせず謙虚に対応できたか。	<input type="checkbox"/>
○原因の究明と、再発防止の意思を表明できたか。	<input type="checkbox"/>
○再発防止策を、学校・保護者・関係機関で検討し内容を表明出来たか。	<input type="checkbox"/>
○生徒への指導の徹底と保護者・地域への理解と協力を求められたか。	<input type="checkbox"/>

○ 緊急保護者会の開き方

(1) 緊急保護者会を招集する手順



(2) 緊急保護者会に向けての準備並びにチェックポイント

○緊急保護者会で説明する案文をP T A会長等にも事前に説明済みか	<input type="checkbox"/>
○緊急保護者会の開催通知文の作成と配布の準備はできたか。日時は決まったか（迅速に）	<input type="checkbox"/>
○緊急保護者会で説明をする責任者は決まったか（校長だけなのか、教育委員会も同席か）	<input type="checkbox"/>
○緊急保護者会の会場は決まったか。学校の施設か。（冬季は寒さを考えて）	<input type="checkbox"/>
○参加者の範囲は、保護者までとするのか。非公式かマスメディアにも公開するのか	<input type="checkbox"/>
○緊急保護者会で、説明する文に下の内容が入っているか。	<input type="checkbox"/>
A謝罪表明：「ともかく、まずお詫びと謝罪を」	<input type="checkbox"/>
B原因究明：「発生の原因」直ちに原因究明に「取り組んでいる」こと「対策」に着手したこと	<input type="checkbox"/>
C再発防止策：「00対策委員会」を発足した等、再発防止策を具体的な組織で示す	<input type="checkbox"/>
D情報開示：不安感や憶測、疑惑等を未然に防ぐ	<input type="checkbox"/>
E責任表明：事象を引き起こした内容に応じた学校側の責任を表明	<input type="checkbox"/>

- ・ 教職員、児童生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める
- ・ その際、得られた情報は確実に記録に残す
- ・ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する

《「組織」》

- ・ 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む（学級担任等、養護教諭、生徒相談係、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担）

③－A 子供への指導・支援を行う

※「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う

《学級担任等》

- ・ 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする
- ・ いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える
- ・ はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる

《「組織」》

- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う
- ・ 指導記録等を確実に保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う

③－B 保護者と連携する

《学級担任を含む複数の教員》

- ・ 家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う
- ・ いじめられた児童生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する

- ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供

1 事故が発生したら、生徒の安全を最優先に考え対応する。

まず、生徒の安全を確保し、確認した上で正確な状況把握に努める。現場の状況を、管理職に報告し、指示を仰ぐ。校長が出張している場合などは、教頭から校長へ状況を連絡し、指示を得る。教育委員会に正しい状況を報告し、対応の仕方の指示を仰ぐこともある。すぐにマスコミが駆けつけてくる場合もある。機敏な状況把握と教委報告やマスコミ対応などの判断に誤りないように行動する。

2 正確な状況判断を行う。

学校では校長、教頭、当事者の教師の間で状況説明が異なる場合がある。どの時点で、事故の状況を判断すべきか、校長に報告し、協議し判断する。病院の診断結果を待ち保護者や教委などへは把握したことを正確に慎重に伝える。

II. 適切な対応の仕方

【電話などでの対応の心得】

- ① 相手の言いたいことを真摯に受け止めようと努める。
- ② 用件を正しくメモし、自分一人で急いで解決しない。
- ③ 面接の機会をつくり、じっくり話し合う。
- ④ 相手の言い分を否定せず、話したいことをじっくり聞く態度で対応する。
- ⑤ 相手の感情的な言葉に惑わされたり、自分が感情的にならない。
- ⑥ 理屈で相手をやりこめなくて、穏やかな表現を使う。
- ⑦ 教育的な専門用語などを使うことは避ける。
- ⑧ 自分の手に負えないと判断したら、すぐ対応できる人に代わる。
- ⑨ クレームがあったことを教頭、主任(部長)などに伝達する
- ⑩ 処置はスピーディーに行う。

【保護者や地域住民との対応の心得】

- ① 相手の立場を考え、率直、開放的に話し合いができる雰囲気をつくる。
- ② 相手に理解できやすい言葉づかいをこころがける。
- ③ ウソを言わない、誇張した表現をしないなど、誠実な対応をする。
- ④ 問題解決に役立つような話し合いをする。
- ⑤ よい結果に導くように努力する。
- ⑥ 保護者や地域住民とは日常から良好な関係を持てるよう心がけておく。

III. 組織的な対応の仕方

- 1 学校の組織の活用と情報伝達のルート 【学校安全委員会組織図から】
 - ① 事故の状況把握を誰がするか。・・・・・・・・・・・・・・・・ 校長（教頭）の指示
 - ② どのように処置するか。誰がどう動くか（病院への移送等）。・・・・校長（教頭）の指示
 - ③ 保護者への連絡は誰が行うか。・・・・・・・・・・・・・・・・ 担任、校長（教頭）
 - ④ 教育委員会への連絡は誰が行うか。・・・・・・・・・・・・・・・・ 校長（教頭）
 - ⑤ マスコミへの対応は誰が行うか。・・・・・・・・・・・・・・・・ 校長（教頭）
 - ⑥ 教職員全員への連絡は誰がどう行うか。・・・・・・・・・・・・ 職員会議
校長（教頭）
 - ⑦ 全校児童生徒への伝達はどうするか。・・・・・・・・・・・・ 全校集会、担任 校長
 - ⑧ 全校児童生徒の保護者等への連絡は誰がどう行うか。・・・・・・ 保護者総会
校長
 - ⑨ 事前の教職員全員に対する確認。・・・・・・・・・・・・ 職員会議
校長（教頭）
- 2 校長（教頭）の教職員への指示

危機に際して初期対応が重要な意味を持つことを認識し、状況把握、組織対応、事後の処理に対して校長（教頭）の指示により対応を一本化する。
- 3 事故・災害に組織的に対応する。

状況把握や周辺の多様な情報を収集するには、役割分担し、機能的に動く。非常事態であることを全教職員が認識し一体となり事故に対応する。役割分担など日常から心備えをつくる。教職員の自己判断に基づいた情報は流さない。
- 4 平常時に明確な組織体制を確立する。

学校安全計画、危機管理マニュアル、生徒緊急連絡先等の備えを怠らない。

IV. プライバシー保護と情報管理

- 1 学校で収集される個人情報とその活用

指導要録、成績記録、内申書などや、家庭環境や交友関係の情報、健康診断表などの健康の情報、知能検査や性格検査などの情報の利用はプライバシー保護の観点から十分留意する。

 - ① 家庭生活に関する調査、知能検査、性格検査などの個人情報の収集は適切な手段で行う。
 - ② 思想、信条、社会的差別の原因になる情報は、法令で定める場合を除いて収集しない。
 - ③ 収集した個人情報を業務の目的以外で活用する場合、あるいは警察や補導センターなど学校以外に提供するときなど、原則として本人ないし保護者の同意を得る。
- 2 情報開示についての対応

情報開示は「公文書の開示等に関する条例」による。人命、身体、財産、社会的な地位の保護、犯罪の捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障が生じる恐れがある情報は非開示とされる。

特別な学校事故でマスコミの取材の対象になった場合、学校としての情報管理を徹底すべきである。また、警察、児童相談所など関係機関への情報提供を求められる場合、原則としてあらかじめ本人ないし保護者からの了解を得たうえで最小限の情報提供に留めるべきである。

3 事故が発生した時の初期対応

生徒のプライバシー保護を第1に考える。生徒は未成年者であることを考えれば、被害者はもとより、加害者となった場合も個人が特定されるような情報の提供は控える。

V. 事故報告について

1 報告の仕方

事故が発生したときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。報告することによって必要な指導や助言を受けることができる。事故報告には次のような方法がある。

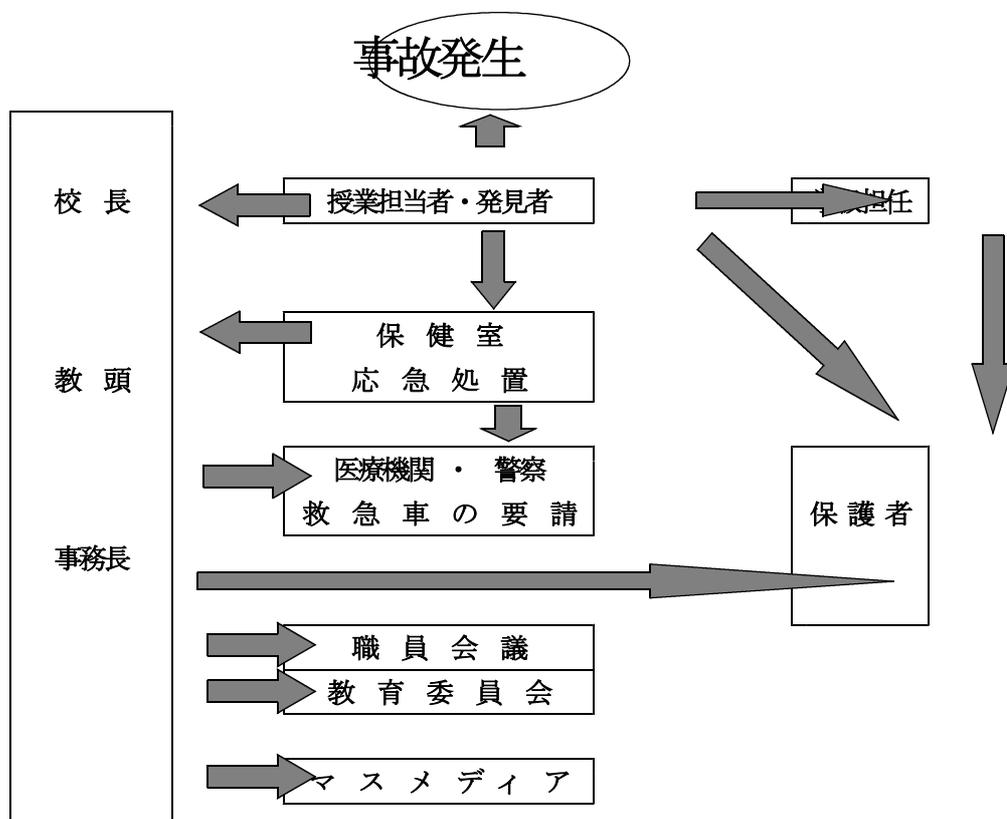
- ① 電話報告：緊急の事故報告の場合、電話で直ちに連絡する。重大な事故の場合は、特に大きな意味がある。教育委員会も必要な対応を直ちに考え、行動する。この場合は「詳細は後でします」と言うのでよい。
- ② 口頭報告：重大あるいは学校の処置がむずかしい事故の場合は、管理職が直ちに教育委員会に出向いて報告し、指示や指導を受ける。
- ③ 文書報告：学校の公文書として報告する。第1次、第2次報告のように、事故処理が終了しない段階でも報告書が必要な場合がある。特に修学旅行など、学校を離れた場合は電話等での連絡が必要になる。大きな事故はマスコミが先に報道する。その場合、学校のみでなく教育委員会などに、報道機関、保護者、住民などからの問い合わせが殺到するので、一刻も早く状況を的確に把握し、事実を確認し教育委員会に連絡する。

2 記録者の設定

初期対応時から対策や会議の様子を記録し、時間の経過を追ってまとめる。主に教頭、生徒部長がそれに当たる。

〔6〕 学校内での事故への対応

1 事故発生時の初期対応体制 【情報・報告・指示の流れ】



2 事故発生時の緊急連絡先

緊急連絡先一覧 2ページ 参照

3 事故発生時の対応

【救急車要請のめやす】

① 意識喪失状態の持続する時	⑤ 多量に出血のある時
② ショック症状の持続する時	⑥ 骨に変形のある時
③ けいれんの持続する時	⑦ 大きな開放創を持つ時
④ 激痛の持続する時	⑧ 広範囲に火傷を受けた時

【救急車の呼び方】

① 119番通報して、はっきり「救急です」と言う。
② 落ち着いて「美里分校です」と言う。 (紀美野町毛原中、毛原オートキャンプ場の上です。毛原小学校の隣です)

- ③ 「誰が」「いつ」「どこで」「どのように」「どうなった」のか、けがや病気の様子を簡潔に伝える。
- ④ 急病人やけが人が多い時は、人数を忘れず伝える。
- ⑤ 外で出迎え、救急車を誘導する。
- ⑥ 救急車が到着したら、患者の容体の変化、手当の内容について引き継ぐ。
- ⑦ 患者にした応急手当を報告し、次に何をしたらよいか注意事項を聞く。

4 生徒の安全確認

被害生徒の生命を守ることを第一に考え、校長（教頭）の指示のもと必要な素早い対応をする

- ① 救急車の要請 → 原則として養護教諭・校長（教頭）
- ② 救急車への同乗 → 原則として担任・養護教諭
- ③ 保護者への連絡 → 担任・校長（教頭）（搬送先の病院を連絡し、許可を得る） →
- ④ 被害生徒からの事情聴取 → 担任・（可能な場合は生徒部長）
- ⑤ 加害生徒に対して行為の禁止・現場に居合わせた生徒の指導 → 全教職員

5 情報の交換と確認

- ① 校長、教頭に授業担当者、発見者、生徒部員、担任等から報告し情報を整理。
- ② 校長（教頭）は全職員を招集。
- ③ 校長（教頭）から事故の状況を報告、事後の指示を出す。
- ④ 生徒部を中心に事後対応

6 保護者への連絡

- ① 保護者への連絡 → 担任・教頭
- ② 事故の状況を保護者へ正確に説明する。搬送先の医療機関名、健康保険証の持参等、誠意ある対応を心がける。
- ③ 加害生徒の保護者へ事情説明 → 担任・教頭
- ④ 個人情報、プライバシーに配慮した対応をする。

7 対策本部の設置

- ① 対策本部は校長、教頭を中心に学校安全・学校保健委員会の役割分担を軸に組織する。
- ② 対策本部では情報の集約、整理、分析を行う。
- ③ 緊急対策方針の検討と決定を行う。
- ④ 事故後の継続的な指導体制、方針の決定。
- ① 問題の背景分析、指導体制の再検討および改善。

8 関係機関への対応

- ① 教育委員会への報告 → 校長から第一報は電話で報告。
- ② 警察への捜査協力 → 校長
- ③ P T A 役員、校医へ連絡 → 校長

9 現場の保存

- ① 施錠や掲示等により立入禁止の措置 → 生徒指導部長・部屋責任者

10 報道機関への対応

- ① 対応窓口の決定 → 教頭（会見は校長）
② 対応方針の教職員への周知
③ 取材依頼の対応（取材場所・時間、受付の設置） → 社名、記者名の確認。
④ 取材意図の確認および準備 → 複数で対応し、必ず記録する。
⑤ 予想質問事項及び回答の検討 → 分かる事と分からない事を明確にする。

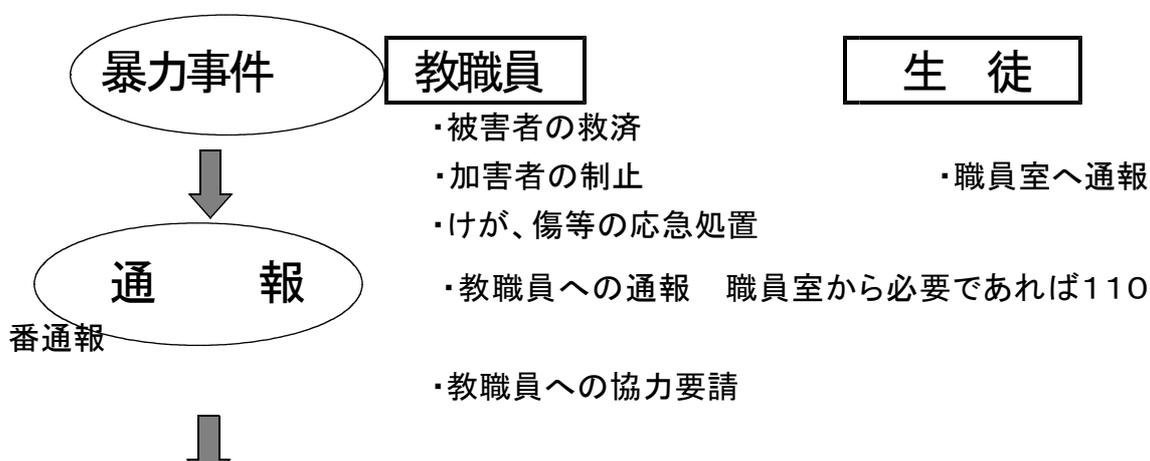
11 一般生徒及び保護者への対応

- ① 緊急生徒集会 → 生徒部長 校長から説明・内容の共通理解を図る。
② 保護者会における事情の説明と今後の対応 → 校長
③ 関係生徒の人権やプライバシーに対する配慮を忘れない。

12 記録

- ① 事故の概要（生徒名、日時、場所、原因、内容と経過、被害の状況等） → 生徒部長
② 対応状況（関係生徒および保護者、他の生徒の保護者、PTA役員等） → 教頭
③ 報道機関への対応、関係機関との連携の記録 → 教頭
『だれが、いつ、だれと、何を、どうしたか』詳細にメモをする
④ 対応は原則として複数が立ち会う（一人は記録補助）

暴力事件の対策マニュアル



・安全な場所を

確保

事態の收拾

- ・平静な動きを生徒に促す。暴徒化させない
- ・暴力行為の抑止 → ・学級に戻して

待機

発生状況の確認

- ・生徒の個人情報、人権、プライバシーに配慮

- ・関係者を別室に分け事情聴取

- ・現場を保存
- ・教職員への通報、職員室から110番通報

対策本部設置

- ・総務部が中心となり学校安全・学校保健委員会招

集し対応

被害状況把握

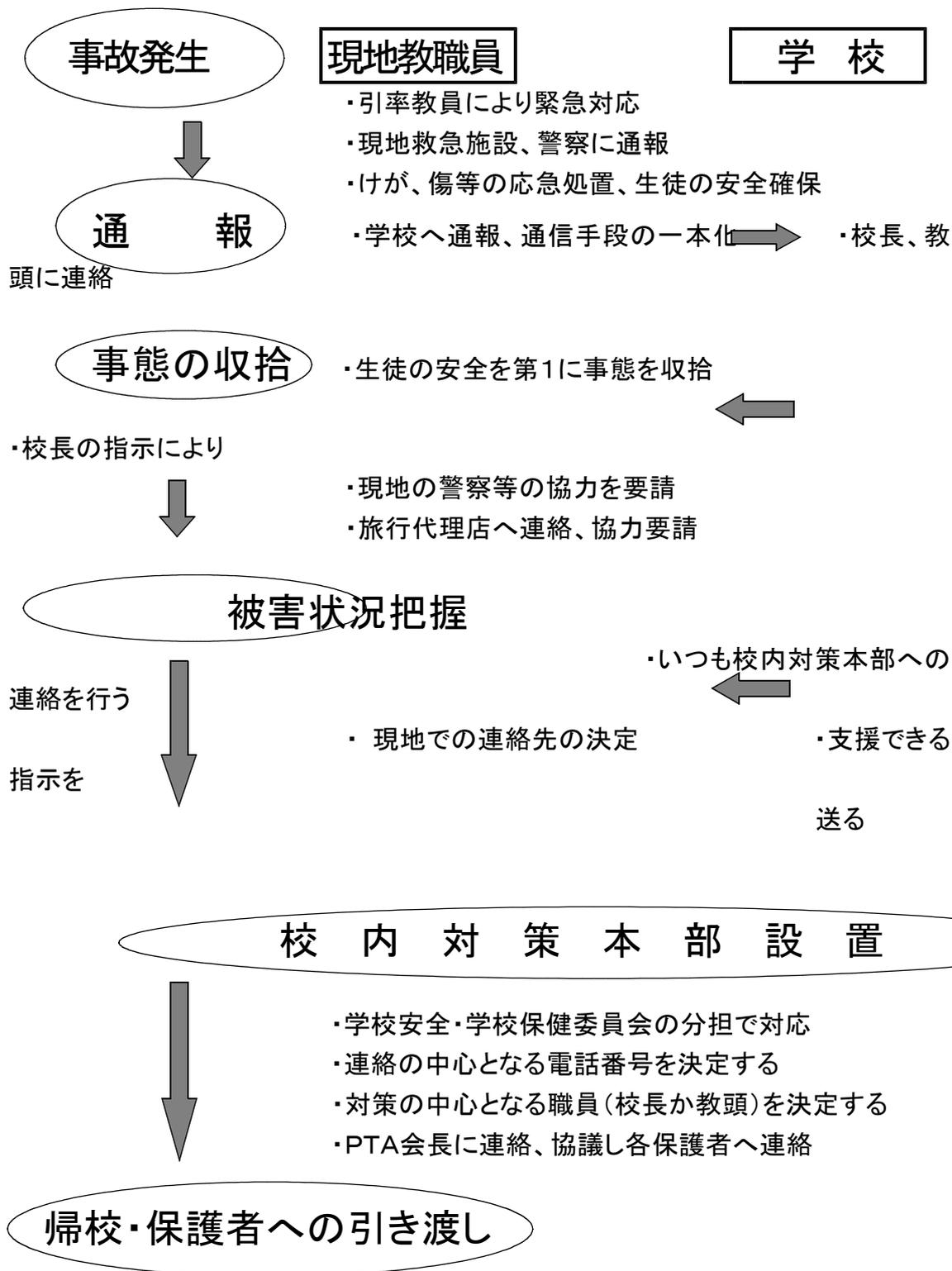
- ・警察、補導センターとの連携
(生徒が警察の事情聴取を受ける場合は保護者に連絡を取る)

- ・生徒の安全、施設の被害状況調査
- ・通信手段の一本化と確保

生徒指導処置

- ・生徒への個別指導
- ・全校集会による指導
- ・再発予防措置

校外学習時の事故対策マニュアル



- (1) 日頃からの県・教育委員会・地域・周辺小・中学校との連携体制を整備する。
(ネットワークの構築・強化)

地域の関係機関 : 長谷毛原駐在所・海南警察署・紀美野町消防署・紀美野町(防犯・教委)

周辺校 : 毛原小学校・長谷毛原中学校・美里中学校

- (2) 外部よりの来校者確認等 (責任者)

○ネームプレートの装着依頼(職員室へ案内) (最初に対応した職員)

○来校者受付名簿記入依頼(来校の目的を記入したもの) (最初に対応した職員)

○前もって来校者が予定される場合は朝礼時等で承知させる。(連絡を受けた職員)

○来校者が目的完了後は直ちに退校願う。(対応者)

[留意事項]

- 県・教育委員会・周辺校からの防犯関係の情報には常に注意を払う。
- 危険の可能性のある情報が入った場合は、早急に対応策を検討する。
- 「警戒宣言」が発令された場合は、ただちに授業を中止し、緊急体制を取る。